

第 1 1 3 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 9 月 7 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 第 91号議案 | 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| | 第 92号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 93号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 94号議案 | 令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 95号議案 | 令和 5 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 96号議案 | 令和 5 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 97号議案 | 令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 98号議案 | 令和 5 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 第 99号議案 | 令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 2 | 第 100号議案 | 宍粟市消防団条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 101号議案 | 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 102号議案 | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 103号議案 | 令和 4 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 104号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- | | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| | 第 105号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 106号議案 | 令和 4 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 107号議案 | 令和 4 年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 108号議案 | 令和 4 年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 109号議案 | 令和 4 年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 110号議案 | 令和 4 年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 111号議案 | 令和 4 年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 第 112号議案 | (仮称) 波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 91号議案 | 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| | 第 92号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 93号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 94号議案 | 令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 95号議案 | 令和 5 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 96号議案 | 令和 5 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 97号議案 | 令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 第 98号議案 | 令和 5 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |

	第 99号議案	令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 2	第 100号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 3	第 101号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第 102号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 5	第 103号議案	令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 104号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 105号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 106号議案	令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 107号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 108号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 109号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 110号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 111号議案	令和4年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	第 112号議案	（仮称）波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更について

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（14名）

1 番 津 田 晃 伸 議員

2 番 山 下 由 美 議員

3 番 前 田 佳 重 議員

4 番 飯 田 吉 則 議員

5 番 八 木 雄 治 議員

6 番 西 本 諭 議員

7 番 中 本 隆 敏 議員
9 番 神 吉 正 男 議員
1 1 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 欠 番
1 5 番 今 井 和 夫 議員

8 番 垣 口 真 也 議員
1 0 番 林 克 治 議員
1 2 番 欠 番
1 4 番 大 久 保 陽 一 議員
1 6 番 浅 田 雅 昭 議員

欠 席 議 員 (なし)

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 岸 元 秀 高 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 幸 長 祥 太 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 次 長 有 元 靖 代 君	産 業 部 長 中 村 仁 志 君
建 設 部 長 樽 本 勝 弘 君	一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君
波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君	千 種 市 民 局 長 石 垣 貴 英 君
会 計 管 理 者 山 本 信 介 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条の2項の規定により専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第91号議案～第99号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、第91号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第99号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る8月29日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長（今井和夫君） 8月29日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第91号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第99号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。8月31日に総務経済分科会、9月1日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。

その後、9月5日に第5回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第91号議案の関係部分の主な内容は、市、県、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターの3者合同で、県内の企業や個人事業主を対象としたワーケーション体験セミナーを実施するための借

上料と負担金や波賀生活圏の拠点づくり事業において、市民局庁舎の改修に係る追加工事費と備品購入費を計上するほか、令和5年5月の大雨などにより被災した農地、農業用施設、林道の復旧に必要となる工事費と補助金を計上するものです。

また、普通交付税決定額が当初予算を上回ったことにより、基金繰入金の全額を減額するほか、最上山公園の整備に、企業版ふるさと納税地域創生基金繰入金を活用するため、ブナ基金繰入金との財源の組み替えを行うものです。

さらに、林道石ヶ谷線の災害復旧事業において、事業の完了予定が会計年度を超える見込みであることから、繰越明許費を計上するものです。

次に質疑等の内容ですが、分科会審査の中で委員からは、ワーケーション体験セミナーの費用負担について質疑があり、市、県、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターの3者で、総事業費のおおむねそれぞれ3分の1の負担計画であり、宍粟市も主催者として一翼を担うことから、費用の負担は妥当であるとの回答がありました。

また、（仮称）波賀市民協働センター整備事業の補正の必要性について質疑があり、これまで5回開催した、（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会で要望等があり、遊戯室や調理室は、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、学びや多様な人々が触れ合える場や、市民の活動を広げる場が必要であるとの判断を行ったとの説明がありました。

さらに、しそ森林王国観光協会補助金、最上山もみじまつりにおける会場周辺の警備費用の増について質疑があり、旧山崎幼稚園下の市道交差点について、混雑度が増しており、安全確保に万全を期すため、8人分の交通誘導員を追加配置するためであるとの説明がありました。

次に、第97号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）についての主な内容は、職員人件費の整理を行うほか、一般会計からの児童手当、補助金の精査を行うものであります。

次に、第98号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての主な内容は、職員人件費の整理を行うほか、一般会計からの補助金の精査を行うものであります。

次に、文教民生分科会が審査した第91号議案の関係部分の歳出の主な内容は、宍粟市ゴルフ協会からの指定寄附金を活用し、千種保健福祉センターに木製玩具を購入するための予算計上、また市内民間事業者による児童支援サービス事業の9月末終了に伴い、療育訓練事業の10月以降の拡充に向けた委託料の増額、また令和7年

4月の城下小学校と戸原小学校の統合に向けた地区協議会の開催や、両校の児童の交流のための事業費や、小学校のスクールバスに安全装置を設置するための事業費等の計上です。

また、繰越明許費では、しそうクリーンセンター修繕事業の計上、債務負担行為では、一般廃棄物収集運搬業務委託や、山崎南中学校統合小学校改修等工事設計監理業務委託の計上です。

分科会審査の中で委員からは、小学校のスクールバスの安全装置の設置が6月ではなく、9月補正になった理由について質疑があり、小学校のスクールバスについては設置の義務はなかったが、令和5年に入り国内で事案が発生したため、児童の安全を確保するために補正を計上したとの回答がありました。

また、債務負担行為における一般廃棄物収集運搬業務委託業務について、増額の理由について質疑があり、当局からは、収集にかかる時間の見直しを行ったことにより、収集時間の積算は減少したが、それを上回る人件費や燃料費の高騰、また機械の損料が3年前に比べかなり高騰しているため、増額になったとの回答がありました。

なお、一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託の債務負担行為については、一般財源を大きく圧迫しないように、事業費を極力軽減する努力や工夫が必要であるとの分科会としての意見報告がありました。

次に、第92号議案についての主な内容は、職員人件費の整理のほか、出産一時金の増額、前年度繰越金を財源として普通交付金等精算返還金の計上です。

審査の中で委員からは、出産一時金の増額理由を問う質疑があり、当局からは、当初の出産予定を17人としていたが、23人増え合計40名と当初の予定を大きく超えたためであると、回答がありました。

次に第93号議案についての主な内容は、職員人件費の整理のほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金の計上であります。

審査の中で委員からは、千種診療所会計の収支において、一般会計からの繰入れが増えた理由と、前年度繰越金と繰入金の充当先についての質疑があり、当局からは、3診療所の事務職員及び看護師職員の人事異動に伴う人件費の増額補正を行っており、財源確保のための繰入金を増額するもので、前年度繰越金と繰入金の充当先は、人件費の増額部分に対して充当するものであるとの回答がありました。

次に第94号議案についての主な内容は、前年度決算剰余金が生じたことに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の計上です。

次に、第95号議案についての主な内容は、職員人件費の整理のほか、前年度繰越金を財源として介護給付費負担金等の精算返還金を追加、また歳入では国県支出金や基金繰入金の精査です。

分科会審査の中で委員から、前年度の繰越金の充当先と次期の介護保険料の積立ては考えたかとの質疑があり、当局からは、居宅介護サービス給付費に財源更正で1,167万5,000円、補助金また負担金の返還金として8,588万2,000円、基金として今回6,603万2,000円を補正予算、そのうちの6,509万1,000円が充当先となっているとの回答がありました。

また、次期、介護保険料への積立てについては、現段階では積立てを予定しているとの回答がありました。

次に、第96号議案についての主な内容は、職員人件費の整理のほか、歳入では前年度繰越金の計上に伴う一般会計からの繰入金の精査です。

次に、第99号議案についての主な内容は、職員人件費の整理のほか、不具合が発生しているナースコールの更新を行うための予算計上であります。

審査の中で委員から、病院事業費用及び資本的支出に係る人件費の増額について質疑があり、当局からは、病院事業費用については、人事異動に伴う総務係の1名増員と、リハビリの需要が想定以上に多くなり、理学療法士を7月に正職員として採用したことによる増、また資本的支出については、人事異動に伴う新病院整備室職員人件費の追加計上であるとの回答がありました。

また、ナースコール更新の財源として、内部留保を使わない理由についての質疑があり、当局からは、内部留保は経営のための財源としている。医療機器更新等の投資的経費については、各年度収支を平準化するために、企業債を発行するとの回答がありました。

以上、全体会で2分科会からの審査報告を受けた後に、質疑と自由討議を行いました。

全体会での質疑の内容としましては、まず、第91号議案に対する質疑では、消防費で、消防署千種出張所の施設改修工事については、施設所在の市町が全額負担する取り決めになっているのか。また女性職員へも配慮した整備であるのかとの質疑があり、今回の工事の内容は宅内配管が破損し、トイレや浴室等の改修が緊急的に必要となったことに対応するものであるとの回答でした。

次に、第99号議案に対する質疑では、新病院整備に要する経費として人件費が増額となっているが、特別委員会からの新病院整備に対しての意見も出している中で、

どのような委員会議論が行われたのか質疑があり、今回の補正予算は人事異動に伴うもので、その金額が妥当かどうかであり、それによって新病院の建設業務が進むかどうかというところまでのものではないとの回答でした。

次に委員間で実施した自由討議では、まず第91号議案において、来年度以降3年間分の家庭ごみの収集運搬業務委託料の債務負担行為の追加について、ごみの減量化を進める一方で、委託料が上昇している状況であり、手法やエリアなどいろいろな検討をする必要があるのではないかと意見があり、これに対して今後の委員会において対案も含めて議論すべきとの意見が出されました。

次に第99号議案において、新病院整備に係る人件費の増額であるが、新病院整備事業を現状のまま進めることを容認することにつながるのではないかと、また特別委員会では、県やアドバイザーの意見を見て、判断していこうという意見書を出したにもかかわらず、まだ出ていない状況で、どう考えるのかなどの意見が出されました。

最後に委員会として、採決しました結果、第91号議案から第98号議案の補正予算8議案については全会一致で原案を可決すべきもの、第99号議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

第99号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 11番、大畑です。第99号議案、令和5年度病院事業特別会計補正予算（第1号）に対して、反対討論を行います。

主な補正の中に、資本的支出、新病院整備事業費に931万2,000円を追加し、新病院整備室職員を増員する人件費補正の計上であります。

病院当局の説明では、令和5年度は実施設計業務や周辺工事の監督業務、令和6年度以降には工事が始まっていくことから、関連事務の増加に対応するための職員

を増員するとの理由がありましたが、違和感のある提案だと思えます。

それはこの間、議会としては、新病院整備の在り方に関して特別委員会を設置し、その是非を議論してまいりました。

その結果、新しい病院には公的な役割を果たすために必要とされる医療の提供と、将来的にも市民負担を抑制するという二つの条件が要求される。その判断を誤れば、本市の厳しい財政状況下において、将来にわたり重い市民負担を強いることになる可能性も否定できない。そういう立場から、その在り方に対して、十分に考慮した新病院の内容の検討が強く求められるということでありました。

その判断については、議会としては専門的な知見もなく、兵庫県の助言や経営強化アドバイザーによる分析と評価を大いに参考にすべきという点で、委員全員の意見が一致したところであります。折しも、持続的な医療提供体制の確保に向けた病院経営強化プランを策定している最中にあり、県や経営評価アドバイザーの助言を基に、新しい改革プランが策定されようとしているところです。

このプランは、多くの公立病院の経営状況の悪化や、医師不足などによる医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあることから、持続的な医療提供体制の確保に向けた新しい改革プランの策定を義務づけられたものです。中でも、プラン策定期間に建て替えを検討している公立病院にあっては、特に病床利用率の低い病院、あるいは今後の人口減少が見込まれる過疎地域などの公立病院にあっては、より慎重な建て替え等の検討が必要であるとされ、都道府県が積極的に助言することとなっています。

本議会は、この経営強化アドバイザーの分析等を参考にすべきと判断しました。にもかかわらず、その分析や判断を参考にすることなく、新病院の建設を推し進めていくための既成事実を異を唱えず賛成することは、無責任な対応であると思えます。最低でも特別委員会に関わった議員は、その発言に責任を持っていただきたいと考えます。

議会の意思決定は非常に重く責任があります。議員各位には、より慎重な対応を求め、討論といたします。

○議長（浅田雅昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、垣口真也議員

○8番（垣口真也君） 8番、垣口です。令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案の主な内容は、病院事業費用として、人事異動に伴う総務系1名増員とり

ハビリの需要が想定以上に多くなったことによる、理学療法士を正職員として採用したことによる増。資本的支出としては、人事異動に伴う新病院整備職員の人件費の追加計上のほか、不具合が発生しているナースコールの更新を行うための改良工事費などの計上であります。また、財源として各年度の収支を平準化するために、企業債を発行することについても妥当であると判断いたします。

よって、病院の運営に必要な補正予算が計上されていることを認め、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第99号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の予算には、新病院整備職員人件費の追加予算計上が含まれておりました。予算決算常任委員会での委員長報告を受け、新病院整備室への追加人員の必要性を確認しましたが、必要性については議論されておらず、また新病院特別委員会の意見として、2か月に及ぶ委員会の意見をまとめ、新病院整備に関しては、県の助言、アドバイザーの意見を参考に判断しようと意見をまとめました。

そのような中、新病院整備室への追加人員の必要性も確認されない中、無責任に予算を可決し進めるようなことは、行政の監視機能の責務を担う1人の議員として賛成できません。

予算決算常任委員会の自由討議では、自分の意見も述べ、賛成されている議員の方々に意見を求めましたが、回答もありませんでした。自分のお金であったら、必要かどうか考えますよね。意見もないということはどういうことなのでしょうか。もうこんな事なかれ主義の議会に嫌気がさしております。

よって、第99号議案に関しては賛成することはできません。

議員各位が議員としての責務を全うされることを切に願い、反対討論とさせていただきます。

○議長（浅田雅昭君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第91号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第94号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第95号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第96号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第97号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第98号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第99号議案の採決を行います。

第99号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第99号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅田雅昭君） 起立多数であります。

第99号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第100号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第2、第100号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

本議案は、去る8月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

- 総務経済常任委員長（大久保陽一君） 令和5年8月29日に審査付託のありました、第100号議案、宍粟市消防団条例の一部改正については、8月31日に第10回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第100号議案の主な内容は、今回の改正は消防団員の減少により、現在の定員数と団員数が大きく乖離していることから、条例に定める消防団員の定員を改正しようとするものであります。

審査の中で委員からは、条例定数を1,450人から1,220人に改正する理由及び地域防災力の維持について質疑があり、人口減少や少子高齢化、勤務条件の変化等により、条例定員に対して大きく実員が減少していることから、現実員で必要な活動が行えろと考え、定員数は、現実員数1,216人と途中入団4人を見込んだ1,220人としているとの説明がありました。

また、地域防災力の維持については、消防団員の実員が減少していることから、火災に対応できる組織の再編成等、災害時の避難誘導については、自主防災組織と連携した体制づくりをしているとの説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第100号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

- 議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第101号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第3、第101号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、14番、大久保陽一議員。

○総務経済常任委員長(大久保陽一君) 令和5年8月29日に審査付託のありました、第101号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、8月31日に第10回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第101号議案の主な内容は、昨今の物価上昇やコロナ禍からの回復を受け、全国的に最低賃金の大幅な引上げの機運が高まっていることを受け、条例の規定による会計年度任用職員の給料等の額が、兵庫県の地域別最低賃金の額に達しない場合に、地域別最低賃金と同程度の水準まで給料等の額を引き上げるための特例を設けるものであります。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第101号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第102号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第4、第102号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月29日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長（神吉正男君） 令和5年8月29日に審査付託のありました、第102号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、9月1日に第10回文教民生常任委員会

を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第102号議案の内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることにより、生じる項ずれに対応するものであります。

審査の中で委員から、特に質疑等はありませんでした。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第102号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました。

○議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第103号議案～第111号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第5、第103号議案、令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第111号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

当該9議案につきましては、去る8月29日の本会議で、提案説明が終わっております。

これより、決算質疑を行います。

まず、政策研究グループ「グローバルしそう」の決算質疑を行います。

政策研究グループ「グローバルしそう」、4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） おはようございます。それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表して、決算質疑をさせていただきます。

令和4年度の施政方針では、新型コロナウイルス感染症の急拡大する中においても、長期的な視点に立った持続可能なまちづくりの歩みを止めるわけにはいかない。令和4年度は一体的に策定した第2次宍粟市総合計画後期基本計画と、第2次宍粟市地域創生総合戦略これを具現化し、基本理念である「人と自然が輝きみんなで創る夢のまち」この実現を目指すとされておりました。

そこで、それに対してどのような具体的な取組が行われまして、どのような成果が生まれたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

まず1番目に、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりということで、林業振興においては、森林施業の団地化、集約化が進められて、一定の成果が見えてきているように思われます。しかし、なかなかそこに踏み切れない森林所有者も少なくない状況であることも、見逃せないと思います。豊かな森林がもたらす恩恵と、森林保全の大切さを発信するとしておられました。それをどれだけの効果があったのか、お伺いしたいと思います。

2番目に、定住魅力の高いまちづくり、北部での生活拠点づくり事業を進めておられますが、一宮、千種の2拠点の整備が進み、当初目的に対してどのような成果が見られるのか。また、移住・定住のところでは、定着率はどのくらいなのか、お伺いしたい。また、若者の結婚後の住居費用の支援や、子育て世代の住宅取得への支援策について、どのくらいの支援が行われたのか。またその効果について伺いたいと思います。

三つ目に、子どもが健やかに育つまちづくり、人口減少対策として、四つの定住促進重点戦略が定められております。少子化対策、出生数を増やすために取り組んだ事業の内容とその成果についてお伺いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 飯田吉則議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」代表の飯田議員の御質問にお答えを申し上げますと、このように思います。

特に森林がもたらす恩恵と森林保全、その大切さについてどうだったのかと、こういう御質問であります。宍粟市では、新たな森林管理システムを構築し、計画的に森林所有者への意向調査を実施する中で、森林の持つ公益的機能の意義をお知らせするとともに、集約化に踏み切れない、いわゆる意欲のない森林所有者の持つ森林につきましては、市への寄附や施業委託により未整備森林の解消を図ってきました。

また林業事業体による間伐事業の実施により、健全な森林の整備を図り、森林の持つ公益的機能を高め、同時に災害に強い森づくりに取り組んでいると、このように考えております。

次に、定住魅力の高いまちづくり、これの1点目ではありますが、生活圏の拠点づくり事業の目的その成果であります。

市が進めておる生活圏の拠点づくりは、地域の将来構造を明確にし、持続的なまちづくりを進めることとしており、一つ目は、生活圏のネットワーク構想。二つ目は、人口流出抑制のダム機能。三つ目は、公共交通のネットワーク化を掲げています。この三つの構造を重層的に重ねることで、市民の皆様の日常生活を確保することとしております。

生活圏の拠点の機能として、子育て支援や生涯学習、図書館や行政サービスなど、まさに親子連れから高齢者の方々まで、また市内外と問わず、多くの方々が集うことでにぎわいが生まれ、交流の場や寄りどころになりつつあると、このように考えています。

今年度末には、波賀生活圏の拠点づくりの計画ではありますが、（仮称）波賀市民協働センター、愛称は「はがてらす」とつけていただきましたが、完成する予定であります。このことによって市北部には三つの生活圏が完成することになり、それぞれの生活圏が特色を出しながら、関係人口や交流人口から、定住人口へつながる定住魅力の高いまちづくりを進めてまいりたいと、このように思っています。

三つ目の移住・定住支援事業での定着率であります。移住・定住の促進に向けた政策として、空き家バンク制度と住宅取得支援制度があり、令和4年度におきましては、空き家バンク制度や住宅取得支援制度を利用され、市外から移住されてきた方は28世帯、66名であります。

また、同制度を利用し、平成27年度以降、令和4年度までに市外から移住されて

きた方は、210世帯、517名となっています。なお移住者のうち、それぞれの事情で、場合によって転出された方が数組あると聞いておりますが、ほとんどの方が定住されていると認識しており、定着率については現在把握をしておりません。

4点目の若者の結婚後の住居費用の支援、このことについてであります。新婚世帯に対し、結婚後の住居に要する費用について助成を行っており、令和4年度の実績といたしましては、13世帯に対して、合計348万7,000円の補助金を支給しております。

国の補助金を活用した事業でありまして、経済的な理由により、なかなか結婚に踏み切れない若者に対し、経済的な負担を少しでも和らげ、結婚に向けて後押しをすることを目的としております。そのため、年齢や所得について、補助対象要件がありますが、補助金受給者へのアンケートによりますと、結婚に当たって経済的な不安を抱えている世帯が多く、この補助金が経済的な支援としての役割を果たしていると、このように考えております。

5点目の、子育て世代等の住宅取得への支援とその効果、このことではありますが、森林の家づくり応援事業として、新たに住宅を取得した夫婦のうち、いずれかが40歳以下であるか、中学生以下の子どもがいる世帯を対象に、最大140万円を支援しております。この令和4年度におきましては、58世帯に対し2,750万8,000円を支援しており、この支援により市外からの転入者11世帯、34名、市内での転居者47世帯、171名の移住・定住につながっております。

最後ですが、子どもが健やかに育つまちづくり、少子化対策、出生数を増やす事業内容、成果、このことではありますが、少子化対策、あるいは出生数を増やすために取り組んだ事業の一例として、子育て支援の充実におきましては、妊娠から出産、子育て、切れ目のない支援、子育て世代包括支援事業であったり、関係機関と連携した母子保健事業、子ども・子育て支援の充実、病児・病後児児童の保育実施など、妊娠や子育てに関する不安の解消や、安心して子育てできる環境づくりに取り組んだところであります。

就学前教育、学校教育の充実の部門では、木と触れ合う木育ワークショップの開催、地元食材を利用した地産地消の学校給食、森の中での様々な体験、森の探検隊、あるいは木育の推進活動など、森や木のよさや、さらにぬくもりを感じることができ環境づくりや、地元食材を積極的に取り入れることで、まさに生きた教材として食育に取り組んでおり、さらには産み育てるという少子化対策におきましては、小児、周産期医療は重要な診療機能であり、新病院整備はまさに若者定住につなが

るものと考えております。

成果としては、子育て世代の妊娠から出産、子育てへの安心感につながり、子どもたちへの木育による心の醸成、さらには食育による健康な体づくりなどが上げられます。引き続き、定住促進重点戦略に掲げる、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてまいります。

なお、生活圏の拠点づくりの具体については、関係する市民局長のほうから答弁をさせたいと思います。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 田路一宮市民局長。

○一宮市民局長（田路 仁君） 私からは、定住魅力の高いまちづくりの2点目の、一宮における生活圏の拠点づくり事業の効果についてお答えいたします。

一宮市民協働センター、愛称「いちのびあ」は、人口が減っていく中で、一宮に暮らす人々が何もしないで手をこまねいているのではなく、今自分たちが住んでいる地域を何とかせないかんという思いの中で、一宮生活圏の拠点づくり検討委員会の下に集まり、そこで出し合った意見、要望を議論の上で集約し反映させ、整備した施設です。

当施設は、土日も開館しており、予約による貸し館のほかに、誰もが気楽に立ち寄れる憩いの場として、図書館、子育てひろば、エントランスホール、休憩スペース、芝生広場を開放しており、連日多くの人々にいちのびあを利用いただいております。

確かに人口減少は続いておりますが、それまで点在化していた公共施設を集約化・複合化することにより、市民の利便性が向上し、また行政機能と合わせて市民が集うにぎわいと交流の拠点として、このいちのびあがあることにより、一宮に暮らす人々の活力につながっていると思っております。

今後もこれまで以上に、子どもたちからお年寄りまで、多くの人々が集う生活の拠点として、地域の皆さんとともにいちのびあを運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 石垣千種市民局長。

○千種市民局長（石垣貴英君） 私からは、定住魅力の高いまちづくりの2点目の、生活圏の拠点づくり事業、千種生活圏の効果についてお答えいたします。

市が進める第1のダム機能を有する生活圏の拠点づくりは、子どもから高齢者ま

で、安全・安心に使い、にぎわいや交流を生む機能の集まった市民協働センターとして、自治会長さんや子育て世代の皆さん、生涯学習の場として利用されている皆さんと一緒に頑張ってつくり上げ、完成後もいろいろな御意見を聞きながら運営し、町域を単位として、その地域に合った生活圏の拠点となるように整備を行っております。

千種市民協働センター、愛称「ライブリーちくさ」の利用者からは、安心して利用できる、明るくなり清潔感もあるのでよく利用させてもらっているなど、行政施設の箱物という堅いイメージを払拭した、誰でも行ってみようと思える拠点になりつつあると感じております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） それでは、続きまして2度目の御質問と申しますか、意見を申させていただきます。

まず、魅力あふれる地域産業を育むまちという部分で、森林施業のことについていろいろと実績をお聞きしました中で、一番気になってますのは、森林環境譲与税、最初3年目ぐらいなのかな、もう大体基金として残りを積み立てるという状況であるんですけども、その基金の使い道をどうするのかという部分について、具体的なことについては、あまり触れられておらないと思うんですけども、せっかく多くの税金の中からそれが集められて、いただいておりますということで、有効な活用方法、こういうことについて、もっと積極的に利用する必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後次回の予算のときには、やっぱりその辺のところを、明確な使用方法とかを順次公表していただけて、またそれに対してここでなかなか踏み切れない人たちに、後押しするという形のものに持っていくべきではないかと思っておりますので、その辺について一言お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさにそうであります。いよいよ来年から本格的な森林環境税として付加されていくわけでありまして。当然この5年間、試行段階で順次年度ごとに上がってきたところでありますが、現状4年度はちょっと正確な数字は分かりませんが、覚えてませんが、約1億4,000万円ほどになると思います。それをいかにその目的に沿ってするかということで、ただ今おっしゃったとおりだと思います。

基本的には、具体はまた委員会とかでいろいろであれですが、基本的には譲与税の7割はやっぱり森林整備に使おうと、それから3割はある意味啓発だったり、先

ほど申し上げた木育だったり、そういった環境面も含めて使っていこうという大きな目標をしております。その中でも五つの使い方を分類して、正確にそれぞれ森林整備、あるいは啓発そういったものを使っていこうと。

ただ、国も御存じのとおり、できるだけ基金の積立てが少ないようにということでもありますので、宍粟市においては数年かかって、しっかりその目的に沿って基金も取り崩しながら、山にそのことを使っていこうと、こういうことをしておりますので、今おっしゃった方向で、今後もこの4年度もその方向で進めてきたと、このように御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 基金として積立てながらということですので、そのたまった基金を有効に使うという方法、もうこれはもうためるための税ではございませんので、有効に活用して足らんぐらいに、もっとくださいよとお願いできるように、また近隣の市町でも、都市部にとってはなかなか利用しづらいお金でもあると思いますので、その辺のところ各市町との協業によって、いろんな策を講じていただいて、やっぱり山を多く持って川上におる人間は、それだけの責任を持って生きていかなあかんという部分もございますので、何とかその辺のところを有効に活用していく方法を考えていっていただきたい。

また森林関係では、市長は会長を務めておられると思います。その辺のところをその会の中で、お互いの意思疎通を図りながらやっていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 飯田議員、質疑3回となっておりますので、後の項目もありましたら、もうこれで3回目になりますので、よろしく申し上げます。

○4番（飯田吉則君） 特に大きく指摘する点は、決算委員会の中でやらせていただきますけれども、拠点づくりにつきまして、先ほど多くの利用をいただいておりますという市民局長のお話でございました。それも有効に活用していただくということは、大変うれしいことでもございます。

出来上がって使っていただいておりますから、これでいいんだじゃなくて、これをもっと有効に使う方法はないのかということも視点に入れて、今後、今地域公共交通もございます。これの関連性も今から見直しながら、どうしたらみんながそこに集まってくれるのか、ということも含めて考えていく必要はあると思うんです。出来上がったから終わりではない。出来上がった次はどうするのかということも重点的に考えていく必要があると思うので、その辺のところについてもちょっとお伺い

したいと思います。お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の森林環境譲与税では、先ほどおっしゃったように、私もたまたまいろんなことで代表しておりますので、おっしゃったとおりの有効な活用、また川上と川下の連携、それがどうなるのか、できるだけ有効に使っていく方向で今後も努力していきたいと、このように思います。

それから生活圏の拠点につきましては、当然のことでありまして、箱物ができて、できるだけじゃなく、そこにいかに魂を入れるかという、このことが大事なことは当初から地域の皆さんとも、そのことは認識しておりました。共通の理解をしております。

したがって今、それぞれのところで運営委員会等々開いていただいております、いろいろ運営の状況や、それからさらにこれからどうしたらいいのか。あるいは地域をどうやって活力していくのか。こういうことも含めて検討していただいておりますので、さらにできたらそのままではなしに、日々努力して、まさに目的を達成するように努めていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、飯田吉則議員の質疑を終わります。

続いて、創政会の決算質疑を行います。

9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 9番、神吉正男です。創政会を代表しまして、決算質疑を行います。

まず、令和4年度主要な政策の成果説明書12ページに、財政運営等現況指数表として、ここ10年の推移が項目ごとに表記されていますが、これら主な財政指標の中で、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、この3点について伺います。

財政の健全性を示す実質公債費比率が年々下がってきており、6.6%と低くなったこと。それから、将来支払っていく負担を示す将来負担比率が65.6%となっており、令和元年度から大きく減少してきていること。経常収支比率は昨年度より比率が90%台と高くなり、硬直化していること。これらについてですが、どのような考え方で財政運営を進めた結果が現れているとお考えでしょうか。そして、どのように評価しておられるのかを伺います。

そして財政の運営に関して、事務事業の見直しと効率化を図って、経費節約により経常収支比率の改善を行い、より自由度のある財政確保に努められましたでしょ

うか。

次に14ページ、市債と基金の状況から、市の借金である市債と、貯金である基金について伺います。

まず、市債と基金の残高を市民感覚で理解できるように、市民1人当たりは幾らか。それは、令和3年度と比べどうなのでしょう。持続可能な財政運営に向けて取り組まれた結果が現れているか。そのような数字になっているかを伺います。これは市の財政状況を市民に伝わりやすい金額の数字という考えで、伺います。

次に29ページ、主要な政策の成果説明総括の中で、宍粟市の関係人口、交流人口の拡大に向けて、地域資源を生かした体験型観光とは、令和4年度においてどのような事業を行ったのか伺います。

物から事へ移ってきていると言われている観光目的の状況において、市内には体験型観光となり得る活力ある事業者や個人がおられますが、民間企業や一般市民の発想、発案から事業化された体験型観光はあったのでしょうか。また、それらを取り入れる研究はできたのでしょうか。

令和元年度の後半からコロナウイルスの感染拡大により、海外からの旅行客であるインバウンドの来日がなくなり、観光業において全国的に危機的な状況となっていました。令和4年度の宍粟市における海外旅行客の受入状況はどうであったか。また今後をどう想定しておられるのか伺います。

以上です。お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 神吉正男議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の神吉議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、財政運営等現況指数についての御質疑の中で、実質公債費比率、将来負担比率について、併せてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまでも様々な場面で説明をさせていただくとともに、第4次行政改革の取り組み項目としても示しておりますとおり、積極的な繰上償還の実施や、起債の発行額の抑制に努めてきた効果が結果として、指標の数値に表れているものと考えております。

次に、経常収支比率につきましては、成果説明書でお示ししておるとおり、経常的一般財源等では、普通交付税や臨時財政対策債の減少、経常的経費におきましては、燃料価格や物価の高騰の影響による電気代や委託料の増加、事務組合への負担

金の増加、公債費の増加などが重なったことによるものであり、硬直化が見受けられると感じております。御承知のとおり、宍粟市の財政基盤は脆弱であるため、財政運営は、普通交付税等に大きく依存をしており、普通交付税等の増減によりまして、これらの指標も左右されるところでございます。

したがいまして、このように限られた財源の中では、歳出の削減に努めていくことしかありませんので、引き続き繰上償還を実施することで、将来的な公債費の削減に努めるとともに、事務事業の見直しや自主財源の確保に努めていくことで改善を図っていきたいと、このように考えております。

次に、市債、基金の状況、市債、基金の市民1人当たりの残高、このことではありますが、年度末の住民基本台帳人口で、市民1人当たりの残高を見てみますと、まず一般会計の市債の残高ではありますが、令和4年度末で市民1人当たり約79万9,000円、前年度と比べますと約1万4,000円の減。また、全会計の市債の残高におきましては、令和4年度末で約141万8,000円、前年度と比べますと約5万1,000円の減となっております。一般会計、全会計ともに前年度比で減少しておるところであります。

基金残高につきましては、財政調整基金の令和4年度末で、市民1人当たり8万5,000円、前年度と比べますと約5,000円の増。一般会計全体の基金におきましては、令和4年度末で22万1,000円、前年度と比べますと約1万3,000円の増となり、共に前年度比を見てみますと、増額となっております。

先ほども申し上げたところでありますが、持続可能な財政運営に向け、積極的な繰上償還を実施するとともに、償還額以内とする起債の発行額の抑制、さらにはできる限り財政調整基金を活用しないよう、財政運営に努めていることが、結果として現れているものと考えています。

次に、主要な政策の成果説明の宍粟市ならではの地域資源を生かした体験型観光の推進、この御質問であります。アウトドア活動推進計画に基づき、ジャパンエコトラックによる登山、サイクリングのモデルコースを周知したほか、E-bikeの配備によるレンタサイクルの推進や、森林セラピー、セラピーバイクなどのガイドつきツアーを実施しております。さらに、音水湖でカヌー、さらにスキー、スノーボードなどのアクティビティのほか、リンゴ狩りやブルーベリー狩り、またアマゴつかみなどの体験や、ガイドを伴ってのまち歩きも従来から実施をしてきました。

2点目の民間企業や一般市民の発案からの事業化、これにつきましては現在具体

的な事例はございませんが、まさに波賀町のネットワーク協議会等々による、まさに任意の団体であります。波賀森林鉄道復活の取組など、今後観光資源になり得るものとして、このことについては大いに期待をしておるところであります。本年度に入りまして、先般申し上げたように、ああいう形の取組が現実として起こっておると、こういうことでもあります。

また、民間意見を取り入れる研究につきましては、観光事業者を含めた「ふるさと宍粟観光プラットフォーム」の中で、意見を交換しながら、また提案をしながら、共通理解を図りながら進めているところでもあります。

3点目の海外旅行の受入状況につきましては、コロナ禍の影響もあり、大変低調であったと感じておりますが、2025の大阪・関西万博に向け、インバウンド需要も高まりつつあるため、フィールドパビリオンなど、万博関連の取組を積極的に今後進めることが必要だと、このように捉えております。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 市の財政状況はよく分かりました。1点だけお伺いしときます。

今新病院や、上下水道の施設整備の更新なんかで、市の財政負担が増えて、市民サービスに影響が出るんじゃないかというような意見があります。令和4年度において、市の財政状況が悪化しないように、企業会計に繰入れがきちんとできたのか。またこれからはどうか。市の財政状況は大丈夫であるという市長のメッセージをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に特別会計も含む公営企業ということではありますが、病院会計、また上下水道会計などについては、御承知のとおり、公営企業でありまして、基本的にはその会計における収入で経営を行っていくことが原則であります。

その上で、公営企業につきましては、もうかる事業ばかりではなく、採算の取れない事業についても実施をしていく必要があると、このような中であります。いわゆるそれが公益性ということではありますが、毎年国が公営企業への繰出金に係る、そのことについては基準を示しておりまして、宍粟市におきましては、それぞれの会計について、その基準に沿って市から繰出しを行っているところでもあります。

今後、先ほどおっしゃった新病院を含めてではありますが、またそれぞれ施設の更新などで公営企業への繰出金が増えた場合でも、健全財政を運営できるものと現在

では思っております。

その時々、行政に携わる者としても、基本的には健全な財政運営に努めていくものと思っておりますし、私も当然であります。健全な財政運営の中であって、それぞれの事業も推進すると、このように考えておりますので、先ほど御心配ということがありましたが、市の財政状況を含め含めて、この令和4年度の決算、将来に向けても、いわゆる私自身は、このまま健全財政のこともしっかり見ながら維持できるということで、ある意味では私は大丈夫だと、このように思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

これで創政会、神吉正男議員の質疑を終わります。

続いて宍志の会の決算質疑を行います。

14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 14番の大久保陽一です。宍志の会を代表しまして、通告に従いまして決算質疑を行います。

一つ目が、財政運営等状況指数表についてなんですけれども、先ほどの創政会の神吉議員の部分とかなりダブるんですけれども、あえて同じことも含めて答弁いただけたらと思います。

財政構造の弾力化を示す比率、経常収支比率が前年度と比較して4.1%上昇しているが、コロナ関係で増えていた交付金などが、コロナ前の状況に戻ったためと考えてよいのか。実質公債費比率、将来負担比率が年々好転しています。好転している理由、取組、主な要因は何か伺います。

続いて、市税の状況について。令和4年度の固定資産税が令和3年度に比べて増額しているのは、コロナ対策として、中小企業者に対する課税標準の特例措置が令和3年度限りの制度であったこと以外に考えられないのか。宅地などの固定資産評価額の減少が考えられるが、都市計画区域などの地価下落を食い止めるための方策を検討されているのか、伺います。

三つ目が、各種団体への委託金、負担金、補助金についてです。各種団体への委託金、負担金、補助金について、事業を市自らが行ったほうが効果的であるケース、委託金、負担金、補助金を出さずに、市自らが事業を行うことによって、事業運営のスキルなどを市職員が持つことにつながるなどの、委託金等の支出の在り方に関しての点検はできているのか、伺います。

四つ目です。寄附金について。ふるさと納税が令和3年度に比べ、令和4年度に

約2,300万円増えているが、増えた要因は何か。指定寄附金は寄附者の意向どおりの使途となっているのか伺います。

以上1回目を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 大久保陽一議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の大久保議員の御質問にお答え申し上げます。このように思います。

最初の財政指標のことについては、先ほど神吉議員の御質問でも御答弁申し上げたところではありますが、経常収支比率が4.1%上昇した要因といたしましては、経常的一般財源等では、普通交付税や臨時財政対策債の減額、経常的経費では、燃料価格や物価の高騰の影響による電気代や、委託料の増加、事務組合への負担金の増加、公債費の増加が重なったことによるものでありまして、コロナ関連の交付金によるものではありません。

実質公債費比率、将来負担比率が年々好転をしている要因といたしましては、これまでもいろいろ申し上げましたが、第4次行政改革の取組項目としてお示ししておりますが、積極的な繰上償還の実施、償還額以内による起債の発行額の抑制、それに努めている効果が結果として、指標の数値に表れているものと、このように考えております。

次に、市税の状況であります。1点目の固定資産税の増額理由が、コロナ対策の特例措置以外に考えられないかの御質問であります。中小事業者に対するコロナ対策の特例措置が、令和3年度限りで適用され、軽減された額は4,698万3,000円でありました。

令和4年度におきましては、3年度に比べて収納率が0.5%向上したことや、コロナ対策の特例措置がなくなったことによって増額となる一方で、土地につきましては、地価の下落等により市全体の平均で、約2%の下落修正を行ったことによる減額もありまして、固定資産税は前年度決算額より2,546万9,000円の増となっております。

これらのことから、令和4年度に固定資産税が増額となった主な要因は、コロナ対策の特例措置による軽減がなくなったことによるものと考えています。

2点目の都市計画区域などの、地価下落を食い止めるための方策の検討についてであります。市で考えられる方策といたしましては、区域内の道路整備や一帯の開発など、先行投資となる公共事業の実施によりまして、付近の土地取引が活発に

なれば取引額も上がり、地価の上昇につながっていくものと思われませんが、現状では、公共事業の先行投資を大規模に行うことは、なかなか厳しいところであると考えております。市としてできることは、先ほど申し上げたような施設整備等を含めた公共事業、そのことであります。

次に、各種団体への委託金、負担金、補助金、これについてということの御質問であります。負担金につきましては、主に宍粟市が構成員として加入している団体への負担でありまして、加入の必要性などについては、根拠法令を確認するなど、当初予算編成において点検を行っております。

また、補助金につきましては、各種団体が特定の事業を実施することが公益上有効になることから、市として必要な財政的支援をすることで、参画と協働のまちづくりを進めるものであります。これら負担金、補助金についても、実施団体に対して応分の負担や財政支援を行っているものであり、基本的にはその性格上、市が直接執行することは想定をしております。

一方、各種団体への委託金につきましては、市が実施主体となっていくものであり、法令の規定や司法上の契約等に基づき行っておりますが、ノウハウやマンパワーの不足などにより、業務の全部または一部を委託しているものであります。

委託の在り方についての検討につきましては、例えばであります。西播磨成年後見支援センターについては、従来、たつの市社会福祉協議会へ委託をしておりましたが、直営で進めるほうが柔軟な対応ができ、有効的な取組につなげることができると判断し、このことにつきましては令和5年度より直営にした例もあります。それぞれ各所管課での随時の点検はもちろんでありますが、実施計画策定時、さらには予算編成の過程におきましても、必要に応じて委託の是非については検討を行っております。

次に寄附金のことですが、1点目のふるさと納税が増えた要因については、ふるさと納税寄附金が令和3年度に比べ、令和4年度に約2,300万円増えたとなっております。令和4年度は、全国的に過去最高の寄附受入額との公表がなされ、宍粟市におきましても、その影響があるものと考えますが、宍粟市の一番の増加要因としては、ふるさと納税寄附者のターゲット層を絞り込んだポータルサイトを採用し、約2,400万円を受け入れたことによるものと考えております。

2点目の指定寄附金は、寄附者の意向どおりの使い道になっているか、このことですが、指定寄附金の使途につきましては、それぞれ寄附をいただいた寄附者の意向を確認し、単年度で活用する場合や、場合によって基金に積み立てて寄附

目的に沿った活用など十分に調整を図りながら、事業執行に努めておるところであります。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 一番最初のところで、実質コロナ関係で増えていた交付金ではないということは分かりました。実質公債費比率とこの将来負担比率、よく使われるこの指標が本当によくなっていった。これは本当にびっくりするほどよくなっていると思うんです。宍粟市のこの財政状況がね。その要因として、今市長がおっしゃられた繰上償還の実施、それと起債の発行額の抑制、この2点はその大きな要因になっているということでした。

それは、やっぱり緊縮財政が今宍粟市の中で、この緊縮財政がこれらの財政指標というんですか、これをすごくよくしてる。宍粟市の将来への負担も軽減されてる。また実質公債費比率もすごく改善されてよくなっていると。これはやはり切り詰めた結果だというふうに思うわけです。今の説明を聞いている限りですね。

それと、今度逆に財源、収入の部分の市税の状況を聞くと、今回固定資産税が令和4年度が令和3年度に比べて、固定資産税が増えている。その要因として、考えられるのが、課税標準の特例措置が令和3年度限りの制度であったために、令和4年度から増えた。それだけじゃなしに、それだけじゃなしにというか、片や固定資産評価額が下がってくることによって、土地については地価の下落、そこが土地の価値が下がってきている。でも全体として、課税標準の特例措置がなくなったことのほうが大きくて、このたびは固定資産税の全体的な額が増えたということも、今の説明で分かりました。

でも、やはり長期的に考えていくと、この緊縮財政で、緊縮財政をすることによって、確かに将来への負担も減ってきてるし、実質公債費比率も本当に非常によくなって、市民、我々からしても非常にいい数字ではあるんだけど、片や収入というところで見えていったときに、やっぱりこの地価価格が下落しているというところは、やはりそこにも将来への負担というか、将来への不安は拭えないということが、今のこの二つの質疑は、私のほうでちょっと同じ流れの中で考えてたんですけども、それが出てきていると思うんです。

緊縮財政だけでは、なかなか将来への展望が築けないというふうに、ここの今の市長のお話からも読めるんですけども、そういう意味でも、今市が進めている大きな公共事業としては新病院の建設があると思うんですが、これも都市計画のエリア

ア内でね、これは今将来展望がない、将来展望がこの緊縮財政によって、確かに財政上はよくなった。将来への不安も減ってきてる状況なんだけど、もう一つ希望が出るという部分で、この新病院の建設が、この今の市長の答弁の流れからいえば、一つの好転機になるのかなというふうに聞かさせていただきました。まずその部分と、次若干ずれるんですけれども、その部分をまた答弁いただきたい。

それと、この各種団体への委託金、負担金、補助金なんですけれども、負担金の部分はよく理解できるんです。負担金の部分はね。これは今おっしゃられたとおりの理解を持っています。三つ並べて書いたわけなんですけれども、この負担金は分かるけど、委託金と補助金なんですけれども、補助金のいろんな市民が活動してる場所に補助金を出す。そこの部分を市としてはどういうんですか、応分の負担を行っているという言葉だったかもしれないんですけれども、やはり、もう一度点検する必要があるんじゃないかと思います。

ここの中身を、市が行ったほうがもう少し安くつくし、ちょっとこれは受けてるところの使い道がどうかということも含めて、もう一度精査する必要があるように思います。

それと、委託金に関しては、本来市がすべきものを委託してるんだから、今マンパワー不足、それと市にそのノウハウがない分、委託してるという流れだろうと思うんですけれど、そうじゃなしにやることによって、マンパワーはつくし、ノウハウはつく。委託することによって、大事な市の職員が本来身につける部分が、失われてるん違うかなという部分も、若干私の懸念としてあるんです。委託金に関してね。

だから、これから宍粟市が向かっていこうとしているところに、いろんな緊縮財政をすることによって、本当に将来の負担いろんなことも軽減してきた。でも、将来に希望を残す、この前の代表質問のときもそうなんです。将来への希望も与えていくのが政治の力だろうし、行政の力であると思うんですよ、市民に対してね。希望を与えていく。そのときに、この委託金で身につけたノウハウとか、このマンパワーというのが生きてくるんじゃないかと思っています。

ちょっとそこの部分の委託金のところと、負担金は分かりましたので、補助金の部分の答弁をいただけたらというふうに思います。

寄附金については理解できましたので、以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の財政運営全体のことだと思いますが、特に先ほど申

し上げた、お示ししております12ページの指標、あくまでそういったことで財政運営上の一定の指標だと、ただ原理原則としては、やっぱり積極的に繰上償還をする中で将来負担を減らしていったって、こういうことは続けなくてはならないと同時に、起債の発行についても、ある程度その発行額を抑制することによって、将来に負担がさらに減っていくと、こういうことであると。

ただ、一つはそればかりいくと、財政の弾力性の問題もあるんですけども、じゃあ将来夢や希望が持てないと、事業縮小する緊縮財政ばかりだと。したがって私はかねてから言ってますとおり、やるべきことは今やっていかななくてはならないと。ただし優先順位をつけてやるべきことをやっていこうと。そのためには今何がということになると、やっぱり教育だったり、あるいは医療の充実だったり、そういったところにある程度の重点化を持っていったって、財政運営も将来を見ながらやっていかななくてはならない。これは根本的なことだと思っています。

その中で、特に積極的な財政と緊縮財政と、それから標準財政とか、いろいろあるんですけども、私はそれらのバランスをうまく見ながら、将来へのこの人口減少の中でも、立ち入っていけるような、そういう財政運営に心がけていきたいと、このように思っています。

ただ、その当面、そういう方向性の中で今の指標が出てきたというふうに御理解いただきたいと思えますし、いろんな国からの支援や、あるいは交付税や将来見通しをしっかりとしなくてはならないということでもあります。

それから、2点目の補助金の関係であります。私は常々補助金を見ながらあります。場合によっては、補助の相手に、補助先に、例えばあります。事業でも随契的な方法、あるいはいろんな方法もなされている団体もあります。場合によっては行政と同じように入札執行して、適正な費用として適正な価格をしてくださいと、こういうこともある面指導しなくてはならないと、こういうことを常々考えておるところであります。

したがって、補助金の性格上、それぞれ市も行政としては、参画協働の理念の中で市民主体でと、応益、公益性の部分については補助を持ってすると、これは税金を使わせていただくわけでありますから、補助執行に当たっては、執行団体については適正にまた透明性と公平性、そういったことも今後進めていくことによって、在りようも検討しなくてはならないと、このように思っています。

それから最後に、委託金は基本的にノウハウやマンパワー不足ということでありますが、先ほど申し上げたことは一つの例であります。いろいろ現実そのとおりに

であるんですけども、現実、例えばですが設計業務、委託業務いろいろあります。なかなかそれは厳しい状況もありましたり、本来市の職員がしたらええんちゃうんかいという事業もあります。そこらも整理しながら、実施計画やあるいは予算編成過程でも議論をしております。

可能な限り職員の育成という部分、それからマンパワーを補うためにはどうしたらいいのか。場合によっては重点的にそこに人を投資する。ここはやめてということもあるわけでありますが、そういうことも含めて、今後委託金の在りようについては、おっしゃったことも含めて検討していきたいと。

ただ、基本的には私は本来行政としては、職員がノウハウを持って知識向上、あるいは技能向上あるわけでありますが、現実なかなか厳しいところがありますので、その現実とそれから理想とのギャップを埋めながら、進めていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） ぜひお願いしたいと思います。

こういう委託金とか、補助金のところを見直すことによって、またこれは少しお金も残ってくるなどか、これをやることによって職員の力量、マンパワー、ノウハウが身についてくるなど、そういうことを含めて、これからの宍粟市の将来、緊縮財政とかそういうことだけじゃなしに、総合病院の今度の新病院もそうですが、わくわくするような心躍るような宍粟市になる。そこがこの決算の今回質疑の中で見させていただいた分のように思います。わくわくするような将来展望が築けるような、そういうふうな展開に持っていけるようになってほしいなと思って、この決算の決算書等を見させていただきました。またぜひよろしく申し上げます。

以上です。もし何か答弁があればください。なければ結構です。

○議長（浅田雅昭君） 質疑ですので、答弁をしていただきます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 特にこれから夢というのは、ある意味固定資産の状況とか、あるいは償却資産の状況を見ますと、その財源のことも含めてよく分かるわけでありますが、先ほど申し上げたとおり、固定資産税は下落し、固定資産の評価そのものが土地の評価が下落しておりますが、その下落を修正する意味はある意味公共投資が必要であります。公共投資は社会インフラをすることによって、地価やいろんな経済とか市場が回ってくるわけであります。

そのことによって、いろんなことが相乗効果を得られることは当然のことであり

ますので、そういうことも含めながら、例えば新病院をすること、あるいは今都市計画道路もつけておりますが、ああいうことによってその土地の価値がどう変わっていくか。そこにどう経済が回っていくかということによって、当然土地の価格、同時に固定資産というところも関わってきますので、そういう観点も含めながらいろいろと検討して、将来に財政の健全化も含めながら、見詰めていくことが大事だと思っておりますので、そういう観点も含めて今後市政運営していきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） これで宍志の会、大久保陽一議員の質疑を終わります。

続いて、山下由美議員の決算質疑を行います。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。令和4年度決算質疑を行います。持ち時間、答弁を含めて往復10分ですので、やや早口になることをお許しください。

介護保険事業基金が増加しております。22.9%増、増加理由の説明をお願いいたします。また外出支援サービス事業であります。前年度決算比マイナス2,453万円ですが、減額理由の説明を願いたいと思います。

続きまして、蔦沢小学校統合校舎等改修事業であります。事業目的及び成果、評価等に適正な集団規模の形成、あるいは一定の集団規模の確保という考え方が示されておりますが、この考え方の説明をお願いいたします。

最後に、学校給食運営事業であります。事業内容の2のところ、第3子以降、給食費免除1,323万1,000円についてであります。この世帯数を教えてください。また、子どもが3人以上であっても対象にならない世帯数を教えてください。

以上で1回目終わります。

○議長（浅田雅昭君） 山下由美議員の決算質疑に対し順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは山下議員の御質問にお答えしたいと思います。

あまり早口で言うと、ちょっと分かりにくいと思うので、少し丁寧にするかも分かりませんが、お許しいただきたいと思っております。

まず、介護保険事業基金の御質問であります。令和4年度におきましては、令和3年度同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた介護サービス事業所も多く、感染拡大防止のため、数日間休業されたり、介護老人福祉施設等を併設した事業所におきましては、介護職員等の感染状況により、入所サービス事業を優先せざるを得ない状況となりまして、通所サービス事業所などが休業される事業

所もありました。

コロナ禍で、利用者御自身がサービスの利用を控えられたことも、要因の一つではあったかと思いますが、令和4年度介護給付費等の実績が予算額を下回ると判断し、令和5年3月議会におきましても、基金への積立てに関する補正予算を御承認いただき、基金への積立てを行ったところであります。したがって、前年度に比べまして、積立金の決算額が増額となっているところであります。

次に、外出支援サービス事業の決算額についてであります。外出支援サービス事業の決算額が前年度と比べて、2,453万円の減額となっている、この理由であります。コロナ禍の中で、これまでと比べて外出を控えておられる状況が続いております。外出支援サービスの利用も、病院や買物の利用が中心となり、全体的に利用者数、利用回数共に減少し、特に移動困難者の区分の利用については、近場への利用が減ったこともあり、決算額で約1,550万円の減額となっております。

また、人工透析に係る外出支援サービスの利用については、利用者数が減少したこともあり、決算額が約650万円の減となっております。

その他につきましては、担当部長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 山下議員の質疑にお答えいたします。

開校した鳶沢小学校は、教職員18人、児童数95人でスタートし、旧都多小学校において編成されていた複式学級を解消することができ、これまでよりも大人数で学習活動や学校行事を実施できるようになりました。

具体的な事例としましては、学校からは子どもたちの様子として、多様な意見、考え方で思考する機会が増えた。学年ごとにチームに分かれた競技や音楽の合奏などができるようになり、学習活動に幅ができたなど、集団規模のメリットがあったと聞いております。また新校として初めての運動会については、保護者から大変好印象の声が届くとともに、子どもたちも地域の方々など観覧者が多くてやる気が出たといった感想がありました。

次に、第3子以降の学校給食免除についてお答えいたします。

令和4年4月1日現在で、宍粟市内で18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は、462世帯です。そのうち令和4年度において、第3子以降学校給食費免除の対象世帯は、287世帯となり、18歳未満の子どもが3人以上あっても、学校給食費免除の対象にならなかった世帯については、要保護、準要保護世帯も含め175世帯となります。

学校給食における第3子以降の学校給食費免除は、平成30年度に宍粟市が独自に導入したものでありますが、その後、令和元年度に保育所、こども園、後に幼稚園も対象になってまいりますが、利用する世帯についても、多子世帯の負担軽減の特例として、18歳未満の子どもが3人以上の世帯における第3子以降について、副食費を免除する支援制度を導入しました。そのため、現在では18歳未満の子どもが3人以上おられるほとんどの世帯において、第3子以降の学校給食費、副食費の免除となっております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それでは2回目の質疑をさせていただきます。

鳶沢小学校の統合校舎改修事業についての、この考え方でございますが、小規模校のよさ、これなんですけれども、その特色のある地域の学校、このよさがこれが残せたり、また教師が子どもに直接深く寄り添えていくなど、そういった小規模校のよさも認めておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

また、もう一つでございますが、この学校給食費運営事業で先ほどもお答えくださいましたように、多子世帯であっても対象にならないケースが生じているということで、これは矛盾と考えられないのかどうかということをお尋ねいたします。

あとちょっと時間がありますので、ちょっと増やしますけれども、外出支援サービス事業であります。確かにコロナ禍の影響で外出ができにくくなったということもあると思いますが、前年度比決算比が2,453万円というマイナスというのは、非常に大きなマイナスだと思うわけでございます。そこでやっぱり外出サービスを利用したくても、できなくなった人たちが生じてきているのではないかと考えられ、そういった調査及び対応は行われたのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） では、私からは鳶沢小学校学校規模適正化についての1点目にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、小規模校、中規模校、大規模校、大きく規模でいうとそういう表現ができようかと思うんですが、それなりに教育効果があり、課題があります。小規模校におかれましては、例えば子どもたちに対して教職員は、本当にきめ細やかに対応が可能でしょうし、課題が出て職員全体でいち早く組織的に対応することも可能でしょうし、そういった小規模校ならではのメリットもございますが、一方で小規模校はやや、よき例えば切磋琢磨の機会が少ないんじゃないだろうかとか、

社会性を身につける上では、もう少し子ども同士の間関係が豊かなほうが、多面的に物事が考えられていいんじゃないだろうか。

メリット・デメリット、学校ではメリットをより生かし、デメリットをメリットに変える努力をしております。このたび葛沢小学校はよきスタートが切れたものと。内容は部長が答弁したとおりです。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 御質問の決算では、学校給食の免除について御質問いただいておりますけれども、宍粟市としましては給食費に関する多子世帯のいわゆる支援というのは、学校給食の部分と就学前の部分を、併せて考えております。そうしますと、宍粟市内で18歳未満でいわゆる多子世帯の第3子以降の支援について、ほとんどの世帯が支援をしておりますが、全てではないんですが、具体的に言いますと、市外の私立の小・中学校に行かれています世帯については支援をしておりますけれども、それ以外の世帯については、ほとんど支援ができていると考えています。

○議長（浅田雅昭君） 有元健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（有元靖代君） 先ほどの質問ですが、窓口来訪者やタクシー事業者から利用方法の御意見なども聞いております。遠くの外出時を優先して利用券を使うであったり、片道は家族の協力を得て外出する。買物は移動販売車やまとめ買いなどをするなど、利用者の方々も利用回数を調整するなど工夫されているような声も聞いております。

先ほどおっしゃいましたような、御意見が具体的に届いているかどうかも含めまして、具体の詳細につきましては、また決算委員会の中で御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 時間ですので、これで山下由美議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第103号議案から第111号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6 第112号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第6、第112号議案、（仮称）波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、第112号議案、（仮称）波賀市民協働センター整備工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、施設整備工事の精査、施設利用者の利便性向上のため、市民からの要望による、いつでも親子が集える遊戯室の追加、各種団体の活動や講座を展開するために必要な機能として、調理室の追加、照明のLED化範囲の拡大などに伴う費用の追加をするものであります。

この変更に伴い、工事費を5,512万3,200円増額し、契約金額を5億9,797万3,200円に変更しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第112号議案につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

第112号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（浅田雅昭君） 起立全員であります。

よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月29日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時18分 散会)